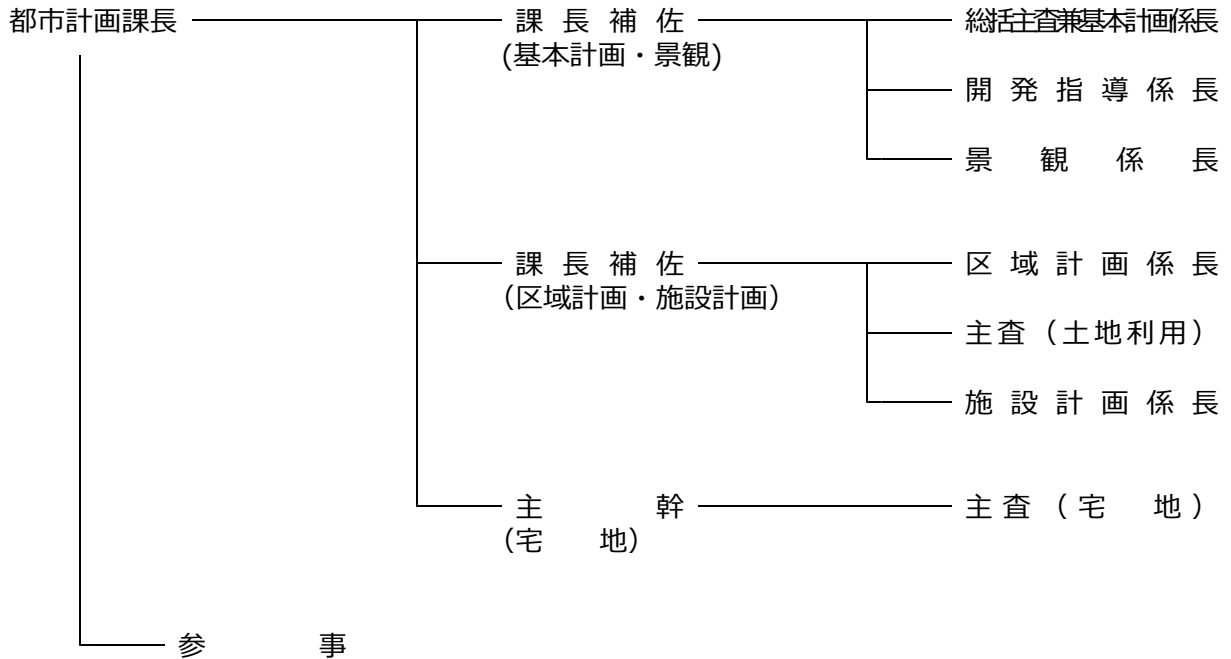


## 7. まちづくり局 都市計画課

◎ 分掌事務

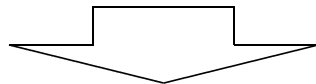
- ・ 都市計画に関すること。
- ・ 宅地造成に関すること。
- ・ 広域都市圏に関すること。
- ・ 風致地区その他都市環境に関すること（他部の主管に属するものを除く）。
- ・ 駐車場に関すること。
- ・ 景観に関すること。
- ・ 屋外広告物に関すること。



◎ 都市計画課の施策

**【課の方針】**

人口減少や少子高齢化社会の進展など、都市を取り巻く環境の変化に対応した、安全で快適な都市生活を持続可能とするコンパクトなまちづくりに向けた都市計画の方針の見直しや都市計画決定・変更等を行うとともに、市町村との連携のもとに、地域の特性・個性を活かしたまちづくりの支援や良好な景観づくりなどの推進を図る。



**施策名**

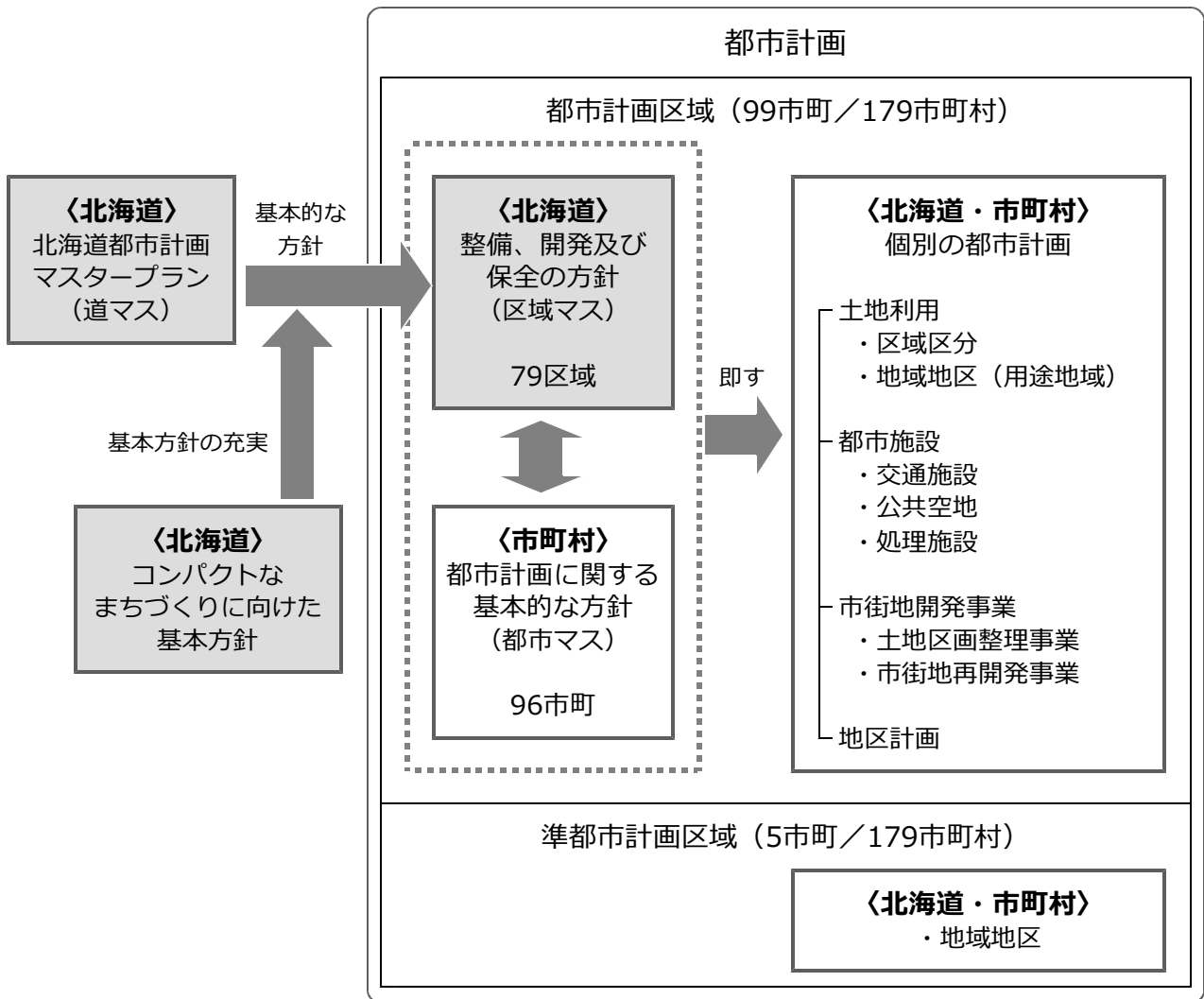
北国らしい個性豊かで活力のある住まい・まちづくりの推進

**概要**

地域の特性や個性を活かしたまちづくりの取組への支援・普及啓発や良好な景観づくりの推進などを行うことにより、豊かで潤いのある暮らしや魅力ある地域社会を実現する。

まちづくりの基本的な構想に基づき、市町村との連携のもと、土地利用や都市施設、面的整備などの計画を法的に定め、機能的で住みよい都市づくりを目指す。

◇北海道の都市計画の体系図



予算事業名	開発行為等施行費	単独
事業の目的	<p>都市計画法に基づき、一定規模以上の開発行為を行おうとする者に対して、行為の着手前に都道府県知事の許可等を行うことにより、開発許可制度を適正に施行し、無秩序な市街化を抑制し健全な都市発展を推進する。</p> <p>また、宅地造成及び特定盛土等規制法附則に係る経過措置に基づき、知事が指定する「宅地造成工事規制区域」における災害防止のため、区域内において行われる宅地造成工事についての許可、指導監督処分等を行う。</p>	
事業の概要	<p>【都市計画法】</p> <p>1 開発行為申請等の指導、審査及び検査の実施 一定規模以上の建築物等の建築を目的として行う土地の区画形質の変更を行う場合には、事前に開発行為の許可が必要であり、当該許可申請に係る指導、審査及び検査等を行っている。</p> <p>2 業務委託 開発行為等の許可申請に係る事前審査業務及び開発行為の施工区域を巡回する業務について、政令市・中核市等を除く全道158市町村に委託。</p> <p>○事前審査 ・予定建築物の用途、道路、公園、給排水施設等と当該地域の都市計画との適合について ・市町村が管理することとなる公共施設の種別、形状及び土地の帰属について</p> <p>○施工区域の巡回 ・1ヘクタール以上の開発区域の巡回</p> <p>【宅地造成及び特定盛土等規制法附則に係る経過措置】</p> <p>1 一定規模以上の土地形質の変更を行う場合には事前に開発行為の許可が必要であり、当該許可申請に係る指導、審査及び検査等を行っている。</p> <p>2 工事完了後、届出に基づき完了検査を行う。</p>	
予算額	1,622千円 (④ 1,612千円)	
連絡先	開発指導係 【内線29-814】	
摘要		

予算事業名	街路交通調査費	(昭和45年度(1970年度)～) 公共
事業の目的	<p>総合都市交通体系調査は、複雑で多様な都市交通問題を解決し、円滑な都市機能を確保していくために、広域都市圏における総合的な都市交通計画を策定するものであり、これに基づいて街路等の都市交通施設整備が進められる。</p>	
事業の概要	<p>1 総合的な都市交通体系調査の主な内容は、下記のとおり。</p> <p>(1) 都市交通の実態を把握するための調査 ・都市交通実態調査(都市OD調査、パーソントリップ調査等)</p> <p>(2) 総合的な都市交通体系のマスタープランを策定するための調査 ・総合都市交通体系調査(都市交通マスタープラン策定調査)</p> <p>2 実施箇所(R4(2022)～) 帯広圏総合都市交通体系調査(都市交通マスタープラン策定調査)</p> <p>&lt;参考&gt; H21(2009)～H23(2011): 苫小牧都市圏 H22(2010)～H24(2012): 釧路都市圏 H25(2013)～H27(2015): 北見網走都市圏 H28(2016)～H30(2018): 室蘭都市圏 R01(2019)～R04(2022): 函館圏</p>	
予算額	36,000千円 (④ 45,000千円)	
連絡先	施設計画係 【内線29-819】	
摘要		

予算事業名	<b>屋外広告物景観指導対策費</b> (平成元年度(1989年度)～) 単独
事業の目的	屋外広告物条例の内容を周知し、広告物の適正な掲出を進めるための指導取締りを行うとともに屋外広告業者への指導などを行い、優良な広告景観の形成を誘導する。
事業の概要	<p>1 制度の適確な運用 北海道屋外広告物条例に基づく規制内容を周知し、条例に基づく許可申請や屋外広告業の登録について指導するなど、制度の適確な運用に努める。 また、屋外広告業を営む者等に屋外広告物の表示等に関し必要な知識を習得させるために屋外広告物講習会を開催する。 (1) 屋外広告物条例に基づく規制内容の周知徹底 (2) 許可制度・屋外広告業の登録制度の適確な運用 (3) 屋外広告物講習会の開催</p> <p>2 屋外広告物の指導取締り 屋外広告物の実態調査や違反広告物に対する是正指導を実施し、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害防止に努める。 (1) 屋外広告物の実態調査及び安全性確保等についてのパトロールの実施 (2) 是正指導 (3) 維持管理の適正化 (4) 屋外広告業者と広告物の情報を連携させたシステムの運用</p> <p>3 優良な広告景観形成の方策 広告景観優良地区等の指定予定地区を調査し地区指定を進めるとともに、地域における景観と調和した良好な屋外広告物の取組を進める。</p>
予算額	12,931千円(④ 13,007千円)
連絡先	景観係 【内線29-827】
摘要	

予算事業名	<b>美しい景観のくにつくり推進事業費</b> (平成19年度(2007年度)～) 単独
事業の目的	本道の景観は、広大な自然が市町村の境界を越えて存在する広域性、様々な自然、歴史文化が重なり合う多様性という特性を有しており、道内各地に地域らしさを醸し出す様々な良好な景観が形成されている。 景観法に基づく行為の規制の適正な運用を図るとともに、広域的な景観づくりに向けた連携や市町村による景観づくりを促進することにより、この良好な景観が北海道全体に広がり、つながり合って、それぞれの魅力が光り輝く「美しい景観のくに、北海道」を形成し、豊かさや潤いのある暮らしや魅力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。
事業の概要	<p>1 景観法施行費 (1) 行為の制限に係る経費 北海道の全域において景観法に基づく行為の規制を運用。(平成21年4月1日から北海道全域で施行)</p> <p>2 景観づくり推進費 (1) 広域景観づくりの推進 条例に基づく広域景観形成推進地域の指定に向け、地域の広域景観づくりの機運を醸成、組織体制を構築する。 (2) 景観行政団体への移行の促進 市町村の景観行政団体への移行を促進するため、景観づくりの意識の醸成を図るとともに、景観計画策定による効果、景観計画の策定や条例改正の実務などについて説明する。</p>
予算額	1,559千円(④ 1,612千円)
連絡先	景観係 【内線29-828】
摘要	

予算事業名	<b>宅地造成及び特定盛土等規制法施行費</b> (令和5年度(2023年度)～) 公共
事業の目的	令和5年5月26日に施行された宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、区域指定のための基礎調査を実施する。
事業の概要	<p>1 根拠法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法第4条 ～ 都道府県は基本方針に基づき、おおむね五年ごとに、・・・調査(基礎調査)を行うものとする。</li> <li>・基本方針 ～ 都道府県等は、速やかに基礎調査に着手するとともに、おおむね五年ごとに調査を行うことが必要である。</li> </ul> <p>2 調査内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規制区域指定調査  人家等に危険を及ぼしうるエリア(市街地・集落等)を抽出し、盛土等に伴う災害発生の蓋然性のない区域を除外した後、規制区域境界が明瞭に判断できる諸条件を勘案して規制区域の候補区域を設定する。</li> </ul>
予算額	22,000千円(④ 0千円)
連絡先	主査(宅地) 【内線29-658】
摘要	